

健康保険診療の対象となる矯正歯科治療と疾患について

矯正歯科治療は一般的には健康保険給付対象外ですが、下記の厚生労働大臣定める疾患に起因する咬合異常、3歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常及び顎変形症の手術前後の矯正歯科治療は健康保険診療の対象となります。

その1 「別に厚生労働大臣が定める疾患」に起因した咬合異常に対する矯正歯科治療

1. 唇顎口蓋裂
2. ゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む。）
3. 鎖骨頭蓋骨異形成
4. トリーチャ・コリンズ症候群
5. ピエール・ロバン症候群
6. ダウン症候群
7. ラッセル・シルバー症候群
8. ターナー症候群
9. ベックウィズ・ウイーデマン症候群
10. 顔面半側萎縮症
11. 先天性ミオパチー
12. 筋ジストロフィー
13. 脊髄性筋萎縮症
14. 顔面半側肥大症

15. エリス・ヴァンクレベルト症候群
16. 軟骨形成不全症
17. 外胚葉異形成症
18. 神経線維腫症
19. 基底細胞母斑症候群
20. ヌーナン症候群
21. マルフアン症候群
22. プラダー・ウィリー症候群
23. 顔面裂（横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。）
24. 大理石骨病
25. 色素失調症
26. 口腔・顔面・指趾症候群
27. メビウス症候群
28. 歌舞伎症候群
29. クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
30. ウイリアムズ症候群
31. ビンダー症候群
32. スティックラー症候群
33. 小舌症
34. 頭蓋骨癒合症（クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。）
35. 骨形成不全症
36. フリーマン・シエルドン症候群

37. ルビンスタイン・ティビ症候群
38. 染色体欠失症候群
39. ラーセン症候群
40. 濃化異骨症
41. 6 歯以上の先天性部分無歯症
42. CHARGE 症候群
43. マーシャル症候群
44. 成長ホルモン分泌不全性低身長症
45. ポリエックス症候群（XXX 症候群、XXXX 症候群及び XXXXX 症候群を含む。）
46. リング 18 症候群
47. リンパ管腫
48. 全前脳胞症
49. クラインフェルター症候群
50. 偽性低アルドステロン症
51. ソトス症候群
52. グリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）
53. 線維性骨異形成症
54. スタージ・ウェーバ症候群
55. ケルビズム
56. 偽性副甲状腺機能低下症
57. Ekman-Westborg-Julin 症候群
58. 常染色体重複症候群

59. 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）

60. 毛・鼻・指節症候群（Tricho- Rhino- Phalangeal 症候群）

61. その他顎・口腔の先天異常

その2 前歯及び小臼歯の永久歯のうち3歯以上の萌出不全に起因した咬合異常
（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）に対する矯正歯科治療

その3 顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る）の手術前・後の矯正
歯科治療

これらの保険適用の矯正歯科治療を行うことができる医療機関は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た保険医療機関のみになりますが、症例により可否があります。

保険での矯正歯科治療に該当するか等の治療内容についてお知りになりたい方は、当学会会員診療機関にお気軽にご相談ください。